

山之内病院看護師奨学資金貸付制度の概要

1. 貸付制度の目的

山之内病院看護師奨学資金貸付条例に基づき、看護専門学校（3年課程）に在学する者で、卒業後に山之内病院に勤務しようとする者に対して奨学資金を貸し付けることにより修学を容易にし、優秀な人材を育成し、もって病院における看護師の充足に資することを目的とする。

2. 貸付けの要件

- （1）保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第2項の規定により文部科学大臣が指定した学校に入学が決定し、又は在学していること。
- （2）卒業後に山之内病院に勤務する意思があること。
- （3）学術優良かつ健康であること。

3. 貸付金額

区分	金額等	貸付金額	貸付期間	募集人員
看護専門学校（3年課程）		月額50,000円	3年以内	2～3名

4. 貸付期間

奨学資金の貸付期間は、奨学資金貸付申請書に記入した看護専門学校の正規の修学期間が終了する月までとする。

奨学資金の交付は、毎月末日（土、日及び祝日の場合はその直前の平日）に本人名義の銀行口座に振り込みます。

5. 貸付審査及び貸付決定について

- （1）貸付の審査及び決定は、書類審査（履歴書、成績証明書及び看護専門学校の入学決定を証する書類）、面接のうえ、貸付の可否を決定します。
- （2）決定は、申請者あてに通知します。

6. 返還の免除について

借受人が看護専門学校を卒業してから1年1月以内に看護師免許を取得した後、直ちに次の期間、山之内病院に勤務した時は貸付金の返還は免除となります。

- （1）看護専門学校に修学した方 3年

7. 返還について

条例第 7 条の規定により契約が解除された場合及び看護専門学校を卒業後 1 年 1 月以内に山之内病院に勤務しなかったときは、当該事由が生じた日の属する月の翌日から起算して 1 年以内に一時又は月賦払方法により返還していただきます。

また返還期間を超えるとときは条例第 12 条の延滞利息がかかります。

問い合わせ先

〒297-0022

千葉県茂原市町保3番地

医療法人社団上総会

山之内病院 事務部

TEL 0475-25-1131

FAX 0475-24-5645